

製品安全データシート

改定日 2018 年 7 月 11 日

1. 化学物質等及び会社情報

社情報

化学物質等の名称： 6N 塩酸
会社名： 武藤化学株式会社
住所： 東京都文京区本郷 2-10-7
電話番号： 03-3814-5511
緊急連絡電話番号： 03-3814-5511
FAX 番号： 03-3815-4832
推奨用途及び使用上の検査・研究用
制限：

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性		
火薬類		分類対象外
可燃性・引火性ガス		水溶液：分類対象外
可燃性・引火性エアゾール		分類対象外
支燃性・酸化性ガス		ガス：分類できない 水溶液：分類対象外
高圧ガス		ガス：液化ガス 水溶液：分類対象外
引火性液体		ガス：分類対象外 水溶液：含有率が不明のもの、分類できない
可燃性固体		分類対象外
自己反応性化学品		分類対象外
自然発火性液体		ガス：分類対象外 水溶液：区分外
自然発火性固体		分類対象外
自己発熱性化学品		ガス：分類対象外 水溶液：分類できない
水反応可燃性化学品		分類対象外
酸化性液体		分類対象外

健康に対する有害性	酸化性固体	分類対象外
	有機過酸化物	分類対象外
	急性毒性(経口)	区分4
	急性毒性(経皮)	区分1
	急性毒性(吸入:ガス)	区分2
	急性毒性(吸入:蒸気)	分類できない
	急性毒性(吸入:粉じん、 ミスト)	分類できない
	皮膚腐食性・刺激性	区分1A
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分1A
	呼吸器感作性	区分1
	皮膚感作性	区分1
	生殖細胞変異原性	区分外
	発がん性	区分1A
	生殖毒性	分類できない
環境に対する有害性	吸引性呼吸器有害性	分類できない
	水生環境急性有害性	区分2
	水生環境慢性有害性	区分外

ラベル要素

絵表示又はシンボル:



注意喚起語:

危険

危険有害性情報:

飲み込むと有害(経口)
 皮膚に接触すると有毒(経皮)
 吸入すると生命に危険(気体)
 皮膚刺激
 強い眼刺激
 吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ
 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
 水生生物に有害

注意書き:

【安全対策】
 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

使用前に取扱説明書を入手すること。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

炎及び高温のものから遠ざけること。

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙。

換気が十分でない場合には呼吸用保護具を着用すること。

個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。

呼吸用保護具、保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

汚染された作業衣を作業場から出さないこと。

環境への放出を避けること。

【応急措置】

火災の場合には適切な消火方法をとること。

漏洩ガス火災：漏洩が安全に停止されない限り消火しないこと。安全に対処できるならば着火源を除去すること。

汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。

ばく露又はその懸念がある場合：医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合：気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

口をすすぐこと。

眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

吸入した場合：直ちに医師の診断、手当てを受けること。

呼吸に関する症状が出た場合には、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚刺激又は発疹がおきた場合は、医師の診断、手当てを受けること。

【保管】

日光から遮断し、容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

国/地域情報

3. 組成、成分情報 物質

化学名又は一般名：	塩酸	水
化学式：	HCl	H ₂ O
CAS番号：	7647-01-0	
官報公示整理番号 (化審法・安衛法)：	(1)-215	
濃度又は濃度範囲：	49.8%	50.2%

4. 応急措置

吸入した場合：	被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 直ちに医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合：	直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。 多量の水と石鹼で洗うこと。 気分が悪い時は、医師に連絡すること。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。
目に入った場合：	水で数分間、注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合：	直ちに医師に連絡すること。 口をすすぐこと。
予想される急性症状及び遅発性症状：	鼻・喉の灼熱感、咳、息苦しさ、頭痛、吐き気、催涙、視力喪失。 遅発性症状：喘息様症状、肺水腫、排尿障害、血尿。
最も重要な兆候及び状：	
応急措置をする者の保護：	救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。
医師に対する特別注意項：	安静と医学的な経過観察が必要。

5. 火災時の措置

消火剤：	小火災：粉末消火剤、二酸化炭素、散水 大火災：粉末消火剤、二酸化炭素、耐アルコール性泡消火剤
使ってはならない消火剤：	情報なし。
特有の危険有害性：	火災によって有害な塩化水素が発生することがある。
特有の消火方法：	危険でなければ火災区域から容器を移動する。 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

消火を行う者の保護： 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置： 作業者は適切な保護具（「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。

漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。
漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
関係者以外の立入りを禁止する。
風上に留まる。
密閉された場所に入る前に換気する。

環境に対する注意事項： 環境中に放出してはならない。

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
屋内の場合、換気をよくして、蒸気の吸入を避ける。

回収、中和： 離れた場所から注水を行ない、排水は土砂等で処理する。
石灰液などで中和し多量の水で希釈する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策： 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

局所排気・全体換気： 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なう。

安全取扱い注意項： すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
作業衣、安全靴は導電性のものを用いる。
換気の良い区域でのみ使用すること。
液の漏洩及び蒸気の発散を極力防止する。
接触、吸入又は飲み込まないこと。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
ガス、ヒューム、蒸気、ミスト、スプレーを吸入しないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。

接触回避： 「10. 安定性及び反応性」を参照。

保管

- 技術的対策：** 保管場所は鍵がかかる保管庫を推奨
可燃性及び還元性物質、強酸化剤、強塩基、強酸、金属から離しておく。
- 保管条件：** 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。
- 混触危険物質：** 「10. 安定性及び反応性」を参照。
- 容器包装材料：** 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度：** 未設定
- 日本産業衛生学会** 5ppm
- ACGIH** TLV-STEL 2ppm
- 設備対策：** 空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行なうこと。
気中濃度を推奨された管理濃度以下に保つために、工程の密閉化、局所排気、その他の設備対策を使用する。
密閉された装置、機器又は局所排気を使用しなければ取扱ってはならない。
この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。

保護具

- 呼吸器の保護具：** 適切な呼吸用保護具を着用すること。
換気が十分でない場合には、適切な呼吸用の保護具を着用すること。
- 手の保護具：** 適切な保護手袋を着用すること。
- 眼の保護具：** 適切な眼の保護具を着用すること。
保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）
- 皮膚及び身体の保護具：** 適切な衣類を着用すること。
しぶきの可能性がある場合は、全面耐薬品性防護服（例えば、酸スーツ）及びブーツが必要である。
- 衛生対策：** この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

呼吸器感作性又は皮膚感作性： 吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こす。

皮膚感作性：

吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ(区分 1)
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ(区分 1)

生殖細胞変異原性： ハムスター(生体外) 陽性

発がん性： AGCIH A4
IARC グループ 3
発がんのおそれ(区分 1A)

生殖毒性： 情報なし

特定標的臓器・全身毒性 情報なし

毒性

(単回ばく露)：

特定標的臓器・全身毒性 情報なし

毒性

(反復ばく露)：

吸引性呼吸器有害性： 情報なし

12. 環境影響情報

水生環境急性有害性： 甲殻類(オオミジンコ) 48時間 EC50=0.492mg/L
水生生物に毒性(区分 2)

水生環境慢性有害性： 水溶液が強酸となることが毒性の要因と考えられるが環境水中では緩衝作用により毒性発現が緩和される。

13. 廃棄上の注意：

残余廃棄物： 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

中和法 徐々にアルカリ液などの攪拌溶液に加え、中和させた後に多量の水で希釈処理する。

活性汚泥処理法 菌が死滅しない濃度以下に希釈して、活性汚泥処理により処理する。

汚染容器及び包装： 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報 規制されていない

国内規制

陸上規制情報 規制されていない

海上規制情報 船舶安全法の規定に従う。

容器等級： III

国連番号： 1789

品名： 塩酸

クラス： 8（腐食性物質）

特別の安全対策 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。
重量物を上積みしない。
危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。

15. 適用法令

労働安全衛生法： 名称等を通知すべき有害物
（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9）
（政令番号 第98号）
名称等を表示すべき有害物
（施行令第18条）

化学物質排出把握管 非該当

理促進法

（PRTR法）：

毒物劇物取締法： 劇物

消防法： 非該当

船舶安全法： 腐食性物質

航空法： 腐食性物質

16. その他の情報